

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 派遣場所 | 坂東市 |
| 2 | 派遣目的 | 県道土浦坂東線整備促進期成同盟会総会へ議員を派遣し、情報交換等を図る。 |
| 3 | 派遣期間 | 令和 7 年 6 月 25 日（水） |
| 4 | 調査項目 | (1) 令和 6 年度事業報告について
(2) 令和 6 年度歳入歳出決算について
(3) 令和 7 年度事業計画（案）について
(4) 令和 7 年度歳入歳出予算（案）について |
| 5 | 派遣議員 | 高野 文男 |
| 6 | 派遣経費 | なし |

令和 7 年 5 月 30 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐